

B I S 国際銀行統計ワーキング・グループ報告書

2000年9月

(掲載に当たって)

B I Sは9月12日、B I S国際銀行統計に関する報告書(Report of the Working Group on the BIS International Banking Statistics)を発表した。報告書の概要は以下のとおりである。なお報告書の原文はB I Sのホームページ(<http://www.bis.org/>)から入手可能である。

B I Sグローバル金融システム委員会(the Committee on the Global Financial System、以下CGFS)は、B I S国際銀行統計について、同統計が国際金融市場の動向を把握する上で重要な情報源であり続けるために、適時適切な見直しが必要であると考えている。こうした考えに基づき、CGFSでは、グローバルなデリバティブ市場に関する3年毎の調査*(1995年から開始)といった新しい取組みを支持するとともに、既存のB I S国際銀行統計の改善、例えば、データの収集・公表の迅速化、B I S国際与信統計**の四半期化、同統計における最終リスク・ベース計数の作成、についても推進してきた。

こうした中、CGFSは、1999年秋にワーキング・グループ(以下、WG)を設置し、B I S国際銀行統計の適切な見直し案、特に、近年銀行の対外与信全体に占める比率が無視できないほど大きくなっているデリバティブ与信の把握や、同統計の公的ユーザー・サイドから希望の多い内訳項目の拡充等について検討してきた。このたびWGが決定した提案は以下のとおりである。

- B I S国際与信統計は、十分な数の報告国の協力が得られた段階で、最終リスク・ベースを報告基準とする統計に組み替えられるべきである。一方でB I Sは、所在地ベースを報告基準とする統計の作成・公表も継続すべきである。
- 最終リスク・ベースに報告基準を切り替える際に生じる報告者および統計作成者の負担を緩和するため、新しいデータ・セットによる統計を開始する時期は2004年末を目標とすべきである。
- 第三者による保証、偶発的な信用ファシリティの未実行分、オフバランス・シートの金融取引を加味し、どのようなデータ・シリーズを実際に収集すべきかについての具体的な案は、提

* 調査結果のうち1995年、1998年の「デリバティブ・サーベイの集計結果」については、『日本銀行月報』1996年1月、『日本銀行調査月報』1999年1月の各号に掲載。

** 日本分集計結果については、『日本銀行調査月報』の以下の各号に掲載。

半期計数(1998年6月末分より)……1998年11月、1999年5・11月、2000年5月

四半期計数(2000年3月末分より)……2000年8月号

案されるデータ・シリーズに関する報告者からのコメント（特にデータの利用に関するフィードバックが重要）を踏まえた上で、2001 年末までに準備されるべきである。同時に、データの収集に関しては費用対効果も考慮に入れる必要がある。

- WGは、現在中央銀行から提供されているコミットメントのデータを精査した後、これが有事における借り手の資金調達（すなわち信用リスク）の大きさを判断する指標として、その重要性がより明らかとなるよう、B I Sによるコミットメントのデータに関する公表方法を見直すことを提案する。同時に、2004 年末計数をもって新統計に変更されるまでの間、データの利用者に対して現在のB I S国際与信統計における最終リスク・ベースのカバレッジが不十分である点について、注意喚起しておくことも重要である。
- また、オフバランス・シート与信のデータも補足すべきである。仮に、多くの報告国から、銀行のデリバティブ与信に関するデータが提供されるのであれば、こうしたデータの集計値をB I S国際与信統計の一項目として公表することが適当であると考えられる。

第1章：要旨および提案

要旨およびWGの検討課題

ここ数年間に亘り、グローバル金融システム委員会（the Committee on the Global Financial System）は、B I S国際銀行統計について、中央銀行の立場から指導的な役割を果たすことが期待されてきた。CGFSでは、同統計が国際金融市場の動向を把握する上で重要な公表された情報源であり続けるためには、適時適切な見直しが必要と考えている。こうした考えに基づき、CGFSは、グローバルなデリバティブ市場に関する3年毎の調査（1995年から開始）といった新しい取組みを支持してきた。

CGFSは、このほか既存のB I S国際銀行統計の改善、例えば、データの収集・公表の迅速化、B I S国際与信統計の四半期化、同統計における最終リスク・ベース計数の作成、についても推進してきた。こうした中、CGFSは、1999年秋にワーキング・グループを設置し、B I S

国際銀行統計の適切な見直し案、特に、近年銀行の対外与信全体に占める比率が無視できないほど大きくなっているデリバティブ与信の把握や、統計を利用する公的機関から寄せられている同統計の内訳項目の拡充、について検討することとした。WGに与えられた検討課題は、以下のとおり。

グローバル金融システム委員会からWGに与えられた検討課題

国際金融市場の動向を把握する上で重要なデータ・ソースと位置付けられるB I S国際銀行統計の有用性を維持していく責任があるとの観点から、WGは、

- (i) CGFSが承認したPatat Groupの提案^(注1)
（B I S国際与信統計のデータへの銀行のデリバティブ与信の追加および所在地ベース<immediate borrower basis>で収集されている項目について内訳の拡充）を踏まえ、
- (ii) さらにPatat Groupの提案事項以外に、WG

(注1) “Interim Report on Enhancing the Transparency of Aggregate Information,” 1999年6月。

が検討すべき新たな項目を追加する必要性について検討し、

- (iii) 現在収集されているデータの内容を考慮しつつ、統計を改善するための具体的な選択肢を提示し、
- (iv) 非公式なファクト・ファインディング・サーベイを実施し、統計の改善案が実行に移された場合の費用対効果を評価するために必要な情報を収集し、
- (v) 費用対効果に関する評価を行い、その結果を踏まえた上で、統計の改善に向けたプロセスを、優先順位を考慮して提案すること。

議論の概要

WGは、1999年10月および2000年1月の2度に亘り会合を開催し、B I S 国際銀行統計の改善についてコンセンサスを形成した。議論の始めの段階から、B I S 国際銀行統計の改善点としてどのような項目を組み入れることが適切かという点について、デリバティブ与信の追加が最も重要であるといった点で、大筋合意が形成されていた^(注2)。このため、討議の中心は、報告負担に対する懸念と公的資源を利用する場合の効率性を考慮しつつ、責任を持って統計を改善するために実際的かつ実現可能な計画を如何に策定するかという点に集中した。

こうした取組みを行う上で重要な判断材料の1つは、統計作成の原データを提供する銀行との非公式な意見交換であった。WGのメンバー

は約50行の報告銀行と面談を行ったが、こうした面談を通じて、統計の改善により市場の透明性を強化していくことについては、総じて銀行の理解を得ることができた。同時に、銀行からは、統計作成のために収集されるデータは、内部のリスク管理を目的として集められた情報から作成され得るデータとしてほしいとの強い要望が寄せられた。これにより、銀行にとっては、報告負担が軽減されるだけでなく、マクロの統計と内部のリスク管理計数がより整合的となり、この結果、個別行でのリスク管理プロセスにおける統計の有用性が向上するとみられる。

また、WGにおける議論では、欧州銀行監督委員会 (the Banking Supervision Committee of the European System of Central Bank、以下B S C) の報告書「EU銀行のエマージング諸国および発展途上国に対する与信動向 (“EU Banks’ Credit Exposures toward Emerging and Developing Countries”）」も議論の方向付けに大きな役割を果たした。この報告書には、所在地ベース (immediate borrower basis) および最終リスク・ベース (ultimate risk basis) それぞれを報告基準とするEU銀行のカントリー・リスクに関するデータが集計されていたが^(注3)、後者の最終リスク・ベースのデータは、同報告書のために特別に実施された調査に基づいたものであった。この最終リスク・ベースのデータを基に、現在B I S に提出されているデータでは十分に把握できていない公的および民間部門の保証といっ

(注2) 議論の当初から、吉国委統計に国別内訳を追加するとの提案は、現実的ではないと認識されていた。吉国委統計のデータの報告者から中央銀行の統計専門家が得た意見を踏まえた判断である。すなわち、仮に吉国委統計のデリバティブ・データを取引先の国別に分けて収集した場合には、その報告負担は極めて重いものになるとの意見が大勢であった。

(注3) この情報はマクロ・プルーデンスの分析に関するB S CのWGによる2段階に亘る作業により収集された。EU銀行システム全体の与信に関する情報については、現在、B I S 国際与信統計で用いられている方法により収集された。次に、エマージング諸国および発展途上国向け与信が大きく、システミック・リスクの観点から重要なEUの銀行のオフバランス・シート与信および信用リスクの移転にかかる計数に関する特別調査が実施された。データは1998年末時点のものが収集された。この調査ではEU銀行のエマージング諸国および発展途上国向け与信残高の82%、EU銀行の総資産の68%をカバーしている。

た項目の重要性が指摘された。また、報告書では、債権者銀行の与信に関する統計を作成する上で、偶発的な与信 (contingent credit) のデータが重要であることや、デリバティブ取引から生じるエマージング諸国市場向け与信が総じて小さいことも示されている。

議論の過程において、WGでは、B I S 国際与信統計の最終的な目的 (goals) は何かという議論を行った。そこでは、まず、統計はできるだけ広く利用されることが求められる一方で、統計を全てのニーズに合うように工夫しようと試みても、統計としては複雑すぎるものになってしまう結果、統計作成過程の管理が行き届かず、計数の信頼性が低下したり、統計の予想される利用者にとって、統計がかえって利用しにくくなってしまったといった問題が生じ得るとのコンセンサスが得られた。こうした考えを踏まえ、WGでは、B I S 国際与信統計は、国際的に活動する銀行のカントリー・リスクに関する重要な情報源となるべきであるとの結論に達した。この背景には、市場に関するマクロ情報の改善に当たっては、最終リスク・ベースで集計された内部データに基づく個々の債権者銀行自身のリスク管理手法と、整合的であるべきだとの判断もある。

同時に、WGは、所在地ベースの情報の重要性も認識している。こうした情報は、例えば、国別対外債務統計を作成する際に、債権者側のデータから債務者側のデータをチェックするためにも重要である。ただ、WGは、B I S 国際

与信統計の優先課題は、あくまで債権者が抱えるリスク感応度を考慮したポジションの把握にある、との結論に達した。

提案の内容

WGは提案を策定するに当たって、2つの考え方を重視した。すなわち、B I S 国際銀行統計を銀行の個別国に対する与信の把握という観点から充実させること、また、銀行統計をユーザーが利用しやすい金融統計として工夫すべきである、との考え方である。

こうした考え方に基づき、WGでは、以下の提案を決定した。

- B I S 国際与信統計は、十分な数の報告国の協力が得られた段階で、最終リスク・ベースを報告基準とする統計に組み替えられるべきである。一方でB I Sは、所在地ベースを報告基準とする統計の作成・公表も継続すべきである^(注4)。
- 最終リスク・ベースに報告基準を切り替える際に生じる報告者および統計作成者の負担を緩和するため、新しいデータ・セットによる統計を開始する時期は2004年末を目標とすべきである。
- 第三者による保証、偶発的な信用ファシリティの未実行分、オフバランス・シートの金融取引を加味し、どのようなデータ・シリーズを実際に収集すべきかについての具体的な案は、提案されるデータ・シリー

(注 4) この報告書のドラフトに対するコメント段階において、多くのWGのメンバーから2次的な情報源として、所在地ベースで報告されたB I S 国際与信統計のデータの公表を継続すべきであるとの強い要望が寄せられた。

ズに関する報告者からのコメント(特にデータの利用に関するフィードバックが重要)を踏まえた上で、2001 年末までに準備されるべきである。同時に、データの収集に関しては費用対効果も考慮に入れる必要がある。

- ・ WGは、現在中央銀行から提供されているコミットメントのデータを精査した後、これが有事における借り手の資金調達(すなわち信用リスク)の大きさを判断する指標として、その重要性がより明らかとなるよう、B I Sによるコミットメントのデータに関する公表方法を見直すことを提案する。同時に、2004 年末計数をもって新統計に変更されるまでの間、データの利用者に対して、現在のB I S国際与信統計における最終リスク・ベースのカバレッジが不十分である点について、注意喚起しておくことも重要である。
- ・ また、オフバランス・シート与信のデータも補足すべきである。仮に、多くの報告国から、銀行のデリバティブ与信に関するデータが提供されるのであれば、こうしたデータの集計値をB I S国際与信統計の1項目として公表することが適当であると考え。

WGにおけるB I S国際与信統計に関するこれらの提案の内容は、B S Cの提案とほぼ整合的なものとなっている。例えば、銀行の対外与信にはデリバティブ取引の市場価値も含めて考えるべきであるとの提案は両者に共通している。また、WGの提案は、金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum、以下F S F)・資金フローWGの報告書でもその方向性が支持され

ている^(注5)。このF S F報告書では、銀行の国別与信に関する既存の統計のカバレッジを検討した上で、このカバレッジが不十分であることを指摘している。特に、国際的に幅広く活動を行う銀行のカントリー・リスクに関するデータが、直接的な借り手の所在地ではなく、契約上最終的な支払義務を持つ主体の所在地に基づいて作成される(最終リスク・ベース)ようになれば改善されると述べられている。さらに、F S FのWGは、B I S国際与信統計が、銀行自身の内部リスク管理プロセスで作成される情報と整合的なマクロ面の情報源となるよう改善されることが望ましい点を指摘している。

第2章：WGが直面する問題

B I S国際銀行統計の体系

B I Sは、現在、各国から提出されたデータを収集し取纏めた上で、銀行に対する国際的な債務の大きさを把握できる2つの統計を公表している。両統計とも、債権者銀行からの報告に基づいている。最初のデータ・セットは、B I S国際資金取引統計として知られている。この統計の報告システムには、国民経済計算や国際収支のデータ、および対外債務統計のデータと同じ方法が用いられており、海外に所在する主体に対する国内銀行の対外ポジションを測るものである。もう1つの国際銀行部門のデータ・セットは、B I S国際与信統計として知られている。この統計では、本支店間の債権はグロス・ベースではなく連結ベースで報告される。また、原則として、報告銀行の本店が所在する国の国籍に基づいて作成されることとなっており、現在、先進18か国に本店を持つ銀行から報

(注5) “Report of the Working Group on Capital Flow, Financial Stability Forum,” 2000年3月。

告される対外債権をカバーしている^(注6)。B I S 国際銀行統計と呼ばれる両データ・セットはともに、直接の借り手の所在地を基準として報告されている。さらに、1999年6月末のB I S 国際与信統計のデータから、最終リスク・ベースでの対外貸出の合計額の公表が開始された。

最近の金融危機からのインプリケーション

過去10年間に亘り、銀行は、自社のリスクの測定およびリスク管理プロセスに、自らの様々な活動を徐々に組み込んできた。国際的な銀行の多くでは、アジア危機の経験を踏まえ、国際的な与信行動に関連するリスクの測定や管理面を改善してきた。また、アジア危機を機に、銀行の経営に対する株主の圧力が強まる中で、国際的な銀行の相対的な株価パフォーマンスを評価する際、銀行株のアナリストが銀行の国際的な行動について綿密な調査を行うようになった。

また、アジア危機を機に、市場の規律を維持していくためには、市場の透明性を向上させることが必要であるとの強いコンセンサスが、国際金融界において形成された。こうした中で、民間部門のリスク管理の責任者が十分な情報に基づいて決定を行い得るよう、公的当局は質の高い金融統計の重要性をますます強調している。このような動きを踏まえ、WGは、その議論の過程において、B I S 国際与信統計の目的を国際的に活動する銀行のカントリー・リスク与信の把握に絞り込むことが有益である、との認識で一致した^(注7)。

一方、アジア危機により、適切な危機管理政

策の構築に必要不可欠である個別国の債務に関する現在の統計が不十分であることも明らかになった。これを受け、他の公的機関からは、債権国の統計から個別国の債務が推計できるように、B I S 国際銀行統計について幾つかの見直しを行うことが適当であるとの提案がなされた。WGでは、こうした要請について、特に統計の信頼性を維持する観点から実現が可能かどうか、また、望ましい見直しかどうかについて議論を行った。

第3章：判断の根拠

調査結果

この章では、WGのメンバーにより実施された報告銀行に対する非公式な調査の結果を要約する。この調査は、偶発的な信用ファシリティおよび保証、店頭デリバティブ取引に関連した対外与信、および最終リスク・ベースで報告されたデータの内訳項目の報告に関する事項に焦点が当てられていた。WGのメンバーは約50行の報告銀行との面談を実施した。この面談において、報告者からは、内部的なリスク管理のために銀行自身が収集・作成した情報から作成することができるデータを統計目的でも提供できるようにしてほしいとの強い要望がしばしば聞かれた。また、面談の対象となった金融機関からは、Patat レポートで提唱されている所在地ベースのデータに関するより詳細な内訳項目を報告するためには、かなりの額のシステム構築コストがかかることが指摘された。

Patat レポートは、通貨別、期間別、商品別の内訳項目の拡充および不良債権に関する項目の新設について可能性を探ることを提案している。

(注6) このデータには非報告国に本店を持つ銀行の非連結ベースでの与信も含まれる。報告国には、CGFSのメンバー国に加え、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェーおよびスペインが含まれる。1998年8月、新たな17か国に対してB I S 国際与信統計への参加が打診された。このうち、香港およびポルトガルの2か国が1999年末のデータを提出した。

(注7) こうした見解は、1998年のCGFS報告書“On the Use of Information and Risk Management by International Banks”以来のものである。

同報告書では、その理由として、B I S 国際与信統計の内訳項目が充実すれば対外債務統計の価値が大きく改善し得ることを指摘している。

また、WGの議論においては、B S CのWGにより実施された調査を通じて得た情報が大きな役割を果たした。このほか、現在、B I Sには報告されていないものの、関連するデータを収集している個別の国からの情報も活用された。

以上の情報は、WGが取上げた3つの分野、偶発債務、デリバティブ与信、および最終リスク・ベースのデータ、に関する検討を行う上で材料となった。全ての分野に関し、B S Cから提供されたEU銀行に関する統計によりB I Sに提出されているデータのカバレッジを一層拡充すべきことが明らかになった。また、報告銀行との面談の結果や各メンバー国における経験からは、EU域外のデータについての特徴点や、データ収集に関する実務的な問題や実現可能性について価値ある情報を得ることができた。こうした情報は、統計のギャップを埋める適切な戦略を考える上で重要である。

データ報告の際の問題点

偶発債務

B S Cの報告書から得た重要なポイントの1つは、EU銀行のエマージング諸国および発展途上国に対する与信のうち「偶発債務およびコミットメント」(contingent liabilities and commitments)の大きさであった。EUの銀行会計指令によれば、「偶発債務」は、金融機関が第三者の債務を引受ける取引、および回避できない資金支払いにかかるコミットメントを行うことと定義されている。B S Cは、この定義に基づく取引を通じ資金が引出された場合に、EU銀行のエマージング諸国または発展途上国に対する対外与信として計上される債務に関するデータを収集した^(注8)。E C Bの調査対象となった、1998年末時点における偶発債務の合計額は、銀行のエマージング諸国および発展途上国に対する与信額全体(所在地ベース)の16%に相当していた。

一方、1990年末から1999年6月末にかけてG10諸国からB I Sに報告された未実行与信の額が図表1に示されている。B I Sでは、「国

(図表1) BIS報告銀行の債権残高に占めるクレジット・コミットメント未実行分の比率

報告国	1990	1992	1994	1996	1998	1999
ベルギー	17	16	13	21	29	53
カナダ	6	8	9	17	12	10
フランス	26	25	26	27	26	23
ドイツ	12	16	15	12	10	11
イタリア	20	34	48	36	13	14
日本	8	5	6	9	7	6
オランダ	23	23	23	24	13	13
スウェーデン	9	10	10	1	7	6
スイス	9	7	9	10	6	8
英国	13	17	22	23	25	27
米国	20	18	16	17	17	15

(注) エマージング諸国および発展途上国向け計数。1999年は6月末計数。
(出所) BIS国際与信統計

(注8) 議論の過程において、WGは偶発的な与信の把握において、保険が付与されたリスクを追加する可能性についても検討された。しかしながら、銀行が保険を付与した債権に関する支払いは与信の増加には繋がらないため、保険を偶発的な与信には含めないこととなった。なお、B I S 国際与信統計に偶発債務の計数を追加すべきかについても、同様に与信が増加しないことから追加しないことになった。

別の信用コミットメントの未実行分」に関するデータを収集・公表してきた。WGは、これらの計数はB S Cの調査における「偶発債務」の項目に近い定義に基づいて報告されていると考えている。しかしながら、前掲図表1から明らかかなように、G10 諸国に本店を持つ銀行の「エマージング諸国および発展途上国向け与信」全体に対する「信用コミットメントの未実行分」の比率には国毎に大きな違いがみられる。また、各国の比率には強い持続性がみられている。

B S Cの調査および現行のB I S国際銀行統計から明らかかなように、こうした与信がかなり大きいことから、WGでは、偶発債務に関する統計には、今まで以上に関心が払われるべきであるとの結論に達した。しかし、一方でWGとしては、こうした偶発債務に起因する与信自体が未だ潜在的なものに止まっているほか、実際の与信の実行も予測できないこと^(注9)を踏まえると、偶発債務を報告銀行の与信全体の計数に含めることは適当でないと考えた。これらは、市場参加者との面談から確認された。WGとしては、こうした計数を潜在的な与信の重要な発生源として別掲することにより、例外的なストレス時に拡大し得る追加的な与信の規模を把握する手段を提供することができ、B I S国際銀行統計に先行きの見通しに関する手がかりを与える構成要素を導入することになり、有益であるとのコンセンサスに至った。

しかしながら、データの収集に関しては、幾つかの実務的な問題を考慮する必要がある。

WGのメンバーによる調査の対象となった金融機関の殆どでは、コミットメントに関するデータが内部のリスク管理プロセスにおいて収集されていることから、既に利用可能な状況にあることが判明した。他方、調査対象になった報告銀行の多くからは、コミットメントに関するデータとして何を報告するかという概念が国毎に異なっている可能性が指摘された。もともとコミットメントの未実行分に関するデータは、銀行の対外貸出の先行指標として有用であると考えられていたために収集が行われてきた。ところが、その後、こうした関係が実際にはないことが明らかになった。その結果、どのような偶発的なアレンジメントが実際に報告されているかという観点から、このデータ系列の定義を精緻化する取組みは殆ど行われてこなかった。このように取扱われてきた要因の1つとしては、どのような取引が実際に把握されているかに関し、B I Sにおいて利用可能な情報がないことが挙げられる。

現在、どのようなデータがB I Sに報告されているかを明らかにするため、WGのメンバーは、B I Sに提出されたコミットメントの未実行分に関するデータを収集するために各国で用いられてきた報告書の記入要領を分析した。その際、各国における記入要領は、コミットメントの未実行分全額に関する英国における以下の定義と比較された。

「金融機関は、契約上の義務および如何なる

(注 9) 偶発的なファシリティが引出される可能性に関する情報についての問い合わせに対して、調査先の金融機関では、信用コミットメントの利用状況を推計することは難しいとの回答が多かった。幾つかの金融機関からは、コミットメントおよび保証について、内部でのリスク・ウェイトをそれぞれ100%および0%と設定しているとのコメントが寄せられた。こうした取扱いの違いは、銀行にとって支払義務が生じる保証が実行されることは極めて少ないのに対し、貸出とコミットメントはほぼ同じものであるとの判断を映じたものとなっている。また、銀行が、コミットメントの引出しや保証の実行をともに予測できるほどの自信がないこととも関係がある。

状況の下においても実行しなければならないと考えられるコミットメントのうち未実行分を報告しなければならない。対象となる取引は、実行された場合に対外与信および英国以外に所在する拠点における非現地通貨建現地向け債権として報告されるべきものである。パフォーマンス・ボンドおよびその他の保証に関しては、仮に何らかのイベントが発生した結果生じる債権が対外債権として計上される場合のみ報告することが求められる。」

こうした比較検討に基づき、WGは、英国の定義が、現在の報告様式においてB I Sに報告されるべき計数の定義として大筋で受入れ可能との結論に至った。しかしながら、WGでは、コミットメントにかかる統計のばらつきのうちどの程度がコミットメントに関する定義の解釈の相違に起因し、どの程度が各国の銀行の与信行動の相違に起因するかについて結論を得ることはできなかった。このため、WGのメンバーは、特定の国に所在する潜在的な与信の受け手に対し債権者銀行が偶発的な追加与信を行う可能性を把握する手段として、コミットメントの未実行分のデータを位置付ける前に、各報告国において報告計数のカバレッジの見直しが行われ、その内容が精査されなければならないとの結論に達した。

デリバティブ取引

B S Cの報告書では、1998年末時点のエマージング諸国および発展途上国に対するデリバティブ取引に関する信用相当額は、総じてみ

れば現行のオンバランス与信額の1～4%に相当する規模であったことが分かった。もっとも、フィリピン（7%）およびタイ（8%）の2か国は、例外的にこれを上回った。現行のオンバランス与信額に対する市場価値ベースのデリバティブ与信の比率をみると、EU銀行の同比率は米銀に比べ総じて低い水準となった^(注10)。

こうした違いが生じた一因は、両者の報告方法の違いにあるとみられている。すなわち、B S Cのデリバティブ与信に関する調査データが所在地ベースで国別に報告されているのに対し、米国のデータはデリバティブ取引から生じる債務の支払いに最終的に義務を持つ主体の所在地（最終リスク・ベース）に基づき報告されている。こうした分析は、EU銀行のデリバティブ与信が香港およびシンガポールの2つのオフショア金融センターに集中していることで裏付けられる（EU銀行の両国向けデリバティブ与信は現行のオンバランス与信額に対し、それぞれ10%、23%に上る）。B S Cは全与信額を最終リスク・ベースで算出したものの、デリバティブ与信はそのベースで別掲していない。

また、WGは、F R Bから提出された米銀のデリバティブ与信の計数を分析した。これは、市場のリスク・ファクターの大きな変化に対し、市場価値ベースでみたデリバティブ与信の感応度を把握するために行われた^(注11)。このデータによれば、アジア危機直前の1997年3月末時点では、米銀の韓国、インドネシア、タイの3か国に対する総与信の10%がデリバティブ関連与信で占められていた。しかしながら、1997年末時点では、デリバティブ与信は90億ドル増加し、

(注10) 非公式の面談を通じて、邦銀についても、現行のオンバランス与信額に対する市場価値ベースのデリバティブ与信の比率は米銀に比べ小さいとの報告がなされた。

(注11) 国別デリバティブ与信の市場価値に関するデータは、F R Bおよび米国銀行監督当局により共同で公表されている“the country exposure survey release”に掲載されている。

米銀の全与信額の36%にまで上昇した。こうしたデリバティブ与信がなければ、米銀の3か国に対する与信は20億ドル減少していたと考えられる。このようにデリバティブ与信が急増したのは、現地通貨が急速に減価したことによってこれら3か国に対するデリバティブ取引の時価が膨らんだためとみられる。

この間、面談に応じた多くの銀行は、B I S国際与信統計にデリバティブ関連与信のデータを含める価値は高いとの前向きな見方を示した。これに対し、幾つかの銀行は、G10諸国以外の国を拠点とする取引先とのデリバティブ取引は限定的であり、そのため、こうしたデータへの興味は極めて小さいとしていた。こうした先の多くでは、新たなデータを報告するためのシステム開発にかかるコストの発生を懸念して、こうしたデータを報告し始めることについて反対した。

以上を踏まえた上で、WGは、米国のデータを踏まえると、デリバティブ関連与信を含めた銀行のカントリー・リスク・エクスポージャーに関する時系列データを構築することが重要であるとの結論に至った。言い換えれば、WGでは、B I S国際与信統計にデリバティブ与信が含まれていない状況が続くことは、同統計ではカントリー・リスク・エクスポージャーを包括的に把握できないことを意味していると考えた。一方、WGは、米国での経験から、市場価値ベースで収集されたデリバティブ与信のデータでは、危機発生時に顕現化し得る与信額を予測すること

はできないとの結論を得た。この点、WGでは、カントリー・リスクに対する銀行与信の先行きの動向をモニターする際には、デリバティブ与信のデータの有用性が限定的となってしまうとのコンセンサスに達した^(注12)。

もう1つの懸念はデータの質であった。議論の過程で、WGは、ドイツ、イタリア、スイスのメンバーから、最終リスク・ベースの国別デリバティブ与信のデータを間もなくB I Sに提出できるようになるとの報告を受けた。さらに、BOEからは、WGに対して、所在地ベースで英国銀行および英国内に所在する外銀の市場価値ベースのデリバティブ・ポジションについて広くデータが収集されていることが報告された。これらの報告基準の違いは、デリバティブ与信統計を性急に導入しようとするれば、国毎の報告システムの違いから生じるデータの質の問題を招いてしまうことを意味している。また、現在、会計団体が（ヘッジ会計の採用の可能性を含めて）デリバティブ・エクスポージャーを今まで以上に把握しようと取組んでいることに鑑みれば、銀行自らが彼らのバランス・シート上にデリバティブ与信を計上するためのシステムの見直しを今後徐々に進めていく可能性もあり、そうなれば、与信のデータの範囲や質にも影響を及ぼすものと考えられる。

こうした検討結果を踏まえ、WGでは、重い報告負担に繋がる可能性のあるデリバティブのデータを、他のB I S国際与信統計に関する見直し案が実行に移される時期、すなわち2004年

(注12) 面談では、銀行に対して、マーケット・リスク要因の変化に対する与信の感応度について、先行きを見通すための情報源を手に入れるとの観点から、国別デリバティブ与信に関する単純な感応度テストの結果を報告することの可能性についても質問がなされた。これらの銀行では、多くの場合、G10諸国以外を拠点とする取引先とのデリバティブ取引が限定的であることから、こうした報告については留保を表明した。また、その他の要因として、感応度テストの実施のために必要となる特定の市場性with信の性質に関する情報を作成・維持するためのコストに対する懸念も挙げられた。

末時点より前に収集を開始することを提案することは適当でない判断した。

最終リスク・ベースに基づくデータ

WGは、銀行の個別国に対する与信を連結ベースで把握する統計は、銀行の内部リスク管理システムでも用いられている最終リスク・ベースで構成されることが最も適当であると考えている。その意味で、B I S が 1999 年 6 月末分から最終リスク・ベースの統計の公表を開始したことは歓迎すべきである。ちなみに、B S C の特別調査の結果をみると、保証を完全に把握することの重要性が明らかにされている。最終リスク・ベースのデータ収集に関しては既に大きく前進してはいるものの、今後解決しなければならない多くの問題もあるとWGでは考えている。

本年 2 月中旬に、B I S の統計担当者は、報告国に対し、第三者からの保証額をネット・アウトした最終リスク・ベースのデータを B I S 国際与信統計のために報告させる可能性について検討を求めた。これに対して、ドイツは 2000 年 9 月末分から保証額を考慮した報告の開始を約束した。フランスについては、2001 年末までのできるだけ早いタイミングで保証額を報告できるよう移行作業を進めているとのことであった。オランダではデータの収集に関する計画はない旨回答した。WGとしては、B I S が、データの利用者がデータの価値を事前に判断できるようにするため、その公表資料においてカバレッジの変遷を明らかにしておくことが重要であると認識した。

また、WGでは、今までのように統計の拡充や見直しを細切れに行った場合には、それぞれの見直しには価値があったとしても、各国の報告システムにおける優先順位や特殊事情を反映

して、報告国間で実施内容が区々となってしまう惧れがあり、報告銀行、中央銀行、B I S それぞれにとっては、データの質の面での問題を生じさせる危険性があることを認識している。これは、統計の報告内容の見直しは一度に実行されるべきで、その後一定の期間に亘り変更されるべきではないとの銀行サイドの要望とも相通じるものである。従って、WGでは、仮に最終リスク・ベースでの情報を拡充するため、B I S 国際与信統計のさらなる見直しが必要になるのであれば、変更点を 1 回に纏めて、統計の全面的な再構築を行うことが適当であると考えている。

WGは、仮に、B I S 国際与信統計を銀行のカントリー・リスク・エクスポージャーおよびその特徴に関する情報を提供する手段として発展させていくとした場合、国の対外債務ポジションを把握する目的での統計の利用者に問題が生じることは認識している。一方でWGは、B I S が報告データの継続性と質を維持するためには、統計の目的をできるだけ明確にすることが重要であると考えている。繰り返しになるが、WGは、B I S 国際与信統計のデータを引き続き収集し公表するよう、各国中央銀行およびB I S に対し要請するCGFSの姿勢を支持する。

第 4 章：WG の提案

提案理由

提案を策定するに当たり、WGは、収集するデータの内訳項目の拡充を最終リスク・ベースで行うことを通じ、商業銀行におけるリスク管理手法と整合的な統計を構築すべきであると考えている。これを踏まえ、WGでは、CGFS が B I S 国際与信統計のカバレッジに関する基本方針を決定するよう求める。WGとしては、

実現可能な限り、B I S国際与信統計のデータは、第三者による保証、偶発的な信用ファシリティの未実行分、およびオフバランス・シートの金融取引などを含む、金融機関の与信に関連する全ての項目をカバーするという基本方針を確立すべきであると考え。一方、WGは、B I S国際与信統計の目的を与信サイドの情報を提供するものと位置付けることによって、対外債務統計を作成する目的でB I S国際与信統計を活用しようとしている利用者にとって、データ・ソースとしての価値が低下してしまうことも理解している。

WGは、B I S国際与信統計のデータは、国毎の信用リスクに対する銀行のエクスポージャーの傾向を把握し、さらにそれがどの債権国の銀行システムに集中しているかを把握するための情報源として利用されることが最も適切と判断した^(注13)。この目的を達成するため、WGは、報告銀行の与信を把握する上での基礎的な情報として、B I S国際与信統計にOTCデリバティブの市場価値を追加することを提案する。WGは、銀行が抱えるカントリー・リスクの分布を時

系列で適切に把握することが重要であるとの認識から、デリバティブ与信を基礎的な与信額に加える必要があると考えている。また、現行のB I S国際与信統計よりも詳しいセクター別、期間別の内訳項目を収集・報告することも考えられる。

WGでは、この件について、次回のB I S中央銀行統計専門家会議のアジェンダとして採り上げることを提案する。

プレゼンテーション

WGは、偶発的なファシリティの額について、基礎的な銀行の国際与信とは分けて報告されるべきであり、現在より注意を払われるような位置付けを与えることを提案する。これは、例外的な状況、つまり借り手の資金調達環境が極端に悪化するような事態が発生した時でも、資金調達者が利用可能である額を示している。図表2は、これまでの提案を反映した様式案である。

提案の実施

WGは、2001年末までに具体的な計画を策定

(図表2) WGの提案するBIS国際与信統計見直し案

1	最終リスク・ベースで報告されたセクター別国際与信
	(1) 銀行向け与信 (残存期間別内訳)
	(2) 民間非銀行向け与信 (残存期間別内訳)
	(3) 公的機関向け与信 (残存期間別内訳)
2	OTCデリバティブ取引の市場価値 (最終リスク・ベース)
3	報告銀行の基礎的な与信 (1 + 2)
4	偶発的信用ファシリティ (セクター別分類が望ましい)
5	例外的状況下での報告銀行の基礎的な与信 (3 + 4)

(注13) 現在、非連結ベースのデータを報告している外銀から、引き続きデータを収集できるかどうかという点を考慮する必要がある。この問題は2001年のレビューの一部として取上げられることとなっている。

した上で、2004 年末計数の報告時までに必要な変更を実施することを提案する。WG が最終的な移行までの期間を 2004 年末までとしたのは、新しい統計の内訳項目を決定し、報告者だけではなく、様々なデータの利用者の観点を踏まえ、混乱なく移行することの重要性を勘案したためである。さらに、この期限については、対外債務統計の国際的な作成者といった現在の B I S 国際与信統計の利用者の事情をも考慮したものである。WG では、所在地ベースの債権の期間別内訳といった B I S 国際与信統計のデータの優れた点を、こうした利用者が重要と認識していることは理解している^(注 14)。このため、CGFS として、B I S 国際与信統計の再構築に合わせて、こうしたニーズに対応するために、B I S 国際資金取引統計の見直しも開始するよう要請することも一案である。

上記の再構築が実行されるまでの数年間において、WG では、B I S が各国から提出されたデリバティブのデータを部分的な集計として公表することができるかもしれないと考えている。

ただし、B I S が仮にこうしたデータを公表した場合には、現行の B I S 国際与信統計と比較してカバレッジが不十分なデータであることをデータの利用者に認識させるべきであろう。さらに、WG では、B I S の統計専門家グループは、国別与信で大きなウェイトを占めるとみられる「コミットメント済未実行分およびバックアップ・ファシリティ」の項目として報告されている計数について、現在の各国の報告定義を精査すべきであると考えている。

最後に、WG は、B I S 国際銀行統計の統計作成手法やカバレッジに関する可能な限り多くの情報をデータ利用者に提供するための B I S のデータ作成者の努力を支持する。特に、WG は、B I S のデータ作成者に対して、例えば銀行による第三者からの保証に関するデータが追加されるといった、最終リスク・ベースで公表されるデータ・カバレッジの変化について、今後とも B I S のデータ作成者が最新の情報を公表していくことが望ましいと考えている。

(注 14) 多くの場合、B I S 国際与信統計は銀行監督上の利用を目的として作成されている。対外債務の推計は、通常、国民経済計算の作成時に利用されるデータ・ソースから作成される。B I S 国際与信統計のデータからの情報を、こうしたデータ・ソースに追加することは、債務国政府が適当な債務統計作成への投資を怠っているために生じているとも考えられる。